

NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付規程

(目的)

第1条 市民スポーツの振興と市民の体力の向上を図るため、NPO法人八代市体育協会（以下「協会」という。）に加盟するスポーツ関係団体（以下「団体」という。）が実施する新規の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付するための手続き等を定めるものである。

(事業の名称)

第2条 本事業の名称は「NPO法人八代市体育協会やっしろスポーツ応援事業」と称する。

(助成金の交付対象事業)

第3条 前条に規定する助成金の交付対象事業は、NPO法人八代市体育協会が承認する事業であることとし、次の2つの事業とする。ただし、他の団体等から当該事業に対し、補助金等の交付を受けている事業については、対象外とする。

(1) スポーツ活動応援事業

市民の健康、体力づくり及び競技力向上のために実施するスポーツ事業を支援するもの

(2) ふるさと選手招聘支援事業

八代地域の出身者及び関係者のうち地域外で活躍するスポーツ選手、指導者などを招聘し、講習会や講演会などを通じて、広く市民に活動実績を紹介し、優れた技術や理論を還元する事業に対して支援を行うもの

2 交付対象となる事業は、あくまでも新規に実施する事業であること。既に開催している同種の事業、または過去に開催した同種の事業の名称を変えるだけ、または対象者や種目等を変更するなど単に部分的に変更するだけの事業は、対象外とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(助成金の交付対象団体)

第4条 前条に規定する助成金の交付対象団体は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協会加盟団体（校区体協、競技団体）

(2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体

(助成金の交付対象及び額)

第5条 前条に規定する助成金の額は、下記のとおりとする。

(1) スポーツ応援事業

(1) 協会加盟団体にあつては、3万円以内

(2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体にあつては、2万円以内

(2) ふるさと選手招聘支援事業

(1) 概ね20万円以内で、会長が認めた額とする。

2 前項に定める金額については、会長が特に認める場合には、予算の範囲内で増額及び減額ができるものとする。

- 3 助成金の対象となる経費については、別途定める「八代市民体育祭委託経費の支出に関する基準」に準じるものとし、事業費の総額は、必ず第1項に定める金額と同額または上回るものとする。
- 4 ふるさと選手招聘支援事業の対象となる選手及び指導者とは、全国大会や国際大会の出場経験を有し、本事業にふさわしいと判断できる者とする。なお、詳細な判断基準等は、会長が別に定めるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、NPO法人八代市体育協会「やつしろスポーツ応援事業」助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に申請及び請求をしなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第2号）
- (3) その他、会長が特に必要と認めた書類

2 助成金の交付申請の時点で予算の執行残がない場合には、申請を受理しないものとする。

(交付の決定)

第7条 会長が、申請書等を審査した結果、適当と認めたときは、「やつしろスポーツ応援事業」承認通知書（様式第3号）により、その承認をしないときは、「やつしろスポーツ応援事業」不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消)

第8条 会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 交付の承認の決定の際に付した条件に違反した場合
- (4) 事業費の総額が、助成額と同額またはそれ以下の場合

2 会長は、助成金の交付の取消をしたときは、速やかに「やつしろスポーツ応援事業」承認取消通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第9条 「やつしろスポーツ応援事業」助成金の交付を受けた者は、当該事業終了後1月以内に事業完了報告書及び収支決算書（様式第6号）に関係書類（写真等）を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第10条 この助成金の交付は、原則として1団体につき、1年度中に1回までとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の定めにより交付を受けた団体は、原則として最初に交付を受けた年度を含め最長で3年間は交付を受けることができる。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この期間を短縮また

は延長することができる。

第11条 協会が別に定める八代市スポーツ振興費交付規程に基づき交付するスポーツ振興費交付金（平成30年6月1日施行）の対象となる事業は、この助成金の交付を同時に受けることはできない。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか交付に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。
2. この規定の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
3. この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

NPO 法人八代市体育協会

会長 原田光義 様

申請者

氏名.....印

住所.....

連絡先.....

**NPO法人八代市体育協会「やつしろスポーツ応援事業」
助成金交付申請書兼請求書**

NPO法人八代市体育協会「やつしろスポーツ応援事業」助成金の交付を受けたいので、NPO法人八代市体育協会「やつしろスポーツ応援事業」助成金交付規程第6条の規定により関係書類を添えて申請・請求します。

記

1 事業の名称

2 事業の区分

スポーツ応援事業 ・ ふるさと選手招聘事業

3 事業の目的

4 事業の内容等

5 その他、参考となる資料等

※開催要項等があれば添付してください。その場合、特に新規の事業であることが証明できる資料があれば併せて添付のこと。

※ふるさと選手招聘事業の場合は、講師となる選手の経歴や実績が分かる資料を添付のこと。

※助成金の交付を振込みで希望される団体は、口座振込みに必要な書類を添付のこと。ただし、振込手数料は団体持ちとする。

NPO 法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」収支予算書

団体名 _____

収 入

費 目	金 額 (円)	内 容、内 訳 (単価、数量)
参 加 料		
助 成 金		
負 担 金		
そ の 他		
合 計		

支 出

費 目	金 額 (円)	内 容、内 訳 (単価、数量)
合 計		

- ※ 事業ごとに作成すること。
- ※ 内訳（単価・数量）を必ず明記すること。

令和 年 月 日

様

NPO 法人八代市体育協会
会長 原 田 光 義 ㊟

NPO 法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」承認通知書

令和 年 月 日付けで申請されましたNPO 法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付申請書につきましては、NPO 法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付規程により、下記のとおり交付することを承認いたしましたので通知いたします。

記

1 助成金交付決定額 _____ 円

2 補助の条件

- (1) 助成金は、目的（申請事業）以外に使用してはならない。
- (2) 助成金の使途が不相当と認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

令和 年 月 日

様

NPO 法人八代市体育協会
会長 原 田 光 義 ㊟

NPO 法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請されましたNPO 法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付申請書につきましては、慎重かつ厳正なる審査の結果、下記のとおり不承認とすることに決定いたしましたので通知いたします。

記

- 1 審査結果 今回は不承認とします
- 2 不承認の理由

令和 年 月 日

様

NPO 法人八代市体育協会
会長 原 田 光 義 ㊟

NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」承認取消通知書

令和 年 月 日付けで承認しましたNPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金につきましては、下記の理由により「取り消し」とすることに決定いたしましたので通知いたします。

記

1 取り消しの理由

- (1) NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付規程第8条の1号に該当（偽りその他の不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合）

- (2) NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付規程第8条の2号に該当（法令に違反した場合）

- (3) NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付規程第8条の3号に該当（交付の承認の決定の際に付した条件に違反した場合）

- (4) その他の理由

NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」完了報告書

令和 年 月 日

NPO法人八代市体育協会長 様

団体名

代表者 ⑩

NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」が完了しましたので、NPO法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」助成金交付規程第9条の規定により、報告いたします。

記

1. 事業名

2. 事業区分

スポーツ応援事業 ・ ふるさと選手招聘事業

3. 事業の成果(取り組みを通じて得たもの)

4. 事業内容

期日	内容及び実施回数	対象者	延べ参加人員

※事業に使ったチラシ、パンフなど参考となる資料があれば添付してください。

※事業の様子が分かる写真等があれば添付してください。

NPO 法人八代市体育協会「やっしろスポーツ応援事業」収支決算書

団体名 _____

収 入

費 目	金 額 (円)	内 容、内 訳 (単価、数量)
助 成 金		八代市体育協会より
参 加 料		
負 担 金		
そ の 他		
合 計		

支 出

費 目	金 額 (円)	内 容、内 訳 (単価、数量)	備 考
合 計			

※事業ごとに作成すること。

※各項目とも内訳（単価・数量）を必ず明記すること。